

### お知らせ 国民年金だより

#### ▼特定期間・特例追納制度のご案内

##### ○特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したことなどによって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。

この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかつた期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります。（ただし、年金額には反映しません。）

##### ○特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やすことができます。場合があります。

（既に年金を受けとっている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。）

##### す。

#### 【特例追納の対象期間】

・特例追納する時点で60歳未満の方・承認があつた月前10年以内の期間

・特例追納する時点で60歳以上の方・50歳以上60歳未満であつた期間

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

#### ▼「新成人の皆さんへ」20歳になつたら国民年金

国民年金は年をとつた時や、いざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとつた時や、病気やケガで障害が残つた時、家族の働き手が亡くなつた時に、年金を受け取ることができるときの制度です。

#### □国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになりま

す  
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたつて保障されます。

◎老後のためだけのものではありません  
国民年金には、年をとつた時の老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残つた時に受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

□「学生納付特例制度」と

「納付猶予制度」  
★「学生納付特例制度」  
学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

★「納付猶予制度」  
学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※国民年金のご相談・手続きなどについては町の国民年金窓口又は年金事務所へご相談ください。

#### ▼国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヶ月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関又は年金事務所へお申し出ください。

■問い合わせ  
ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570-0003-004  
(ナビダイヤル)

※050から始まる電話でおかけになる場合は  
☎03-6630-2525  
高知西年金事務所  
☎875-1717

### お知らせ 加茂山に集まる

4月2日(日)は、「加茂山の日」です。「加茂山」に登つて楽しく一日を過ごしてみませんか。

地域の方や各種団体のご協力のもと、こいのぼり上げやトンボ・メダカパークの生観察会、キーホルダーの無償配布などの行事を11時30分

頃から行います。桜やツツジの加茂山を楽しみましょう。（雨天の場合は、中止します。）

なお、皆さんのご家庭で、無償で提供いただけるこいのぼりがありましたら、問い合わせまで連絡をお願いします。

■問い合わせ  
加茂山に親しむ会  
☎892-1810(次田)  
☎892-0588(吉良)

### お知らせ 農家のみなさん青色申告を始めませんか

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので取り組んでみませんか。

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が検討されています。詳しいことは、お問い合わせください。

■問い合わせ  
中国四国農政局高知県拠点  
地方参事官室  
☎088-875-7236